

遺族付加年金“きずな”の配当金を還付します

配当金は、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合に還付する仕組みとなっています。
ただし、令和5年1月から12月までに中途脱退した場合は、還付の対象外となります。

配当金の対象制度	○遺族付加年金“きずな”（生命保険部分） ○きずなプラス	○入院保険 ○積立年金プラン※
送金日及び明細の送付	令和6年2月下旬予定	

※積立年金プランの配当金は、積立金に積増されますので還付されません。

また、毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。